

盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準等について

令和5年3月27日

保健福祉部

子ども未来部

1 改正の趣旨

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生労働省令第63号）等の改正に伴い、児童等の安全を図るために児童福祉施設等が講ずべき措置を定めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

なお、当初3月議会に条例の改正議案を提案する予定であったが、2の(7)に係る国の基準省令について公布内容に誤りがある旨、令和5年2月に厚生労働省から通知があったため、条例改正議案の提案を保留した。その後、令和5年3月17日に正誤表の官報掲載があり、改正案文の審査中のため3月議会中に間に合わず、一方で令和5年4月1日に施行する必要があることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づく専決処分により改正を予定するものである。

2 一部改正を行う条例

- (1) 盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第56号）
- (2) 盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例（平成26年条例第33号）
- (3) 盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例（平成26年条例第34号）
- (4) 盛岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準を定める条例（平成26年条例第35号）
- (5) 盛岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例（平成26年条例第37号）
- (6) 盛岡市認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年条例第15号）
- (7) 盛岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和2年条例第16号）

※ (1)から(6)は子ども未来部所管、(7)は保健福祉部所管の条例。

3 改正の内容

- (1) 民法等における懲戒に係る権限の廃止に伴い、懲戒権に関する規定を削除するもの。（2の(1)、(2)、(3)、(4)、(7)の関係）
- (2) 児童福祉施設等について、児童等の安全の確保を図るため、次の事項を義務付ける規定を設けるもの。（2の(1)、(3)、(5)、(7)の関係）

- ア 安全計画（児童等の安全確保のための取組に関する年間スケジュール）を策定し、職員に対し周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。また、定期的に当該安全計画の見直しを行うこと。
- イ 児童等の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。
- (3) 児童福祉施設等について、児童等の移動等のために自動車を運行する際に、点呼等による児童等の所在確認の実施等を、次のとおり義務付ける規定を設けるもの。（2の(1)、(3)、(5)、(6)、(7)の関係）
- ア 児童等の通園等や園外活動等のために自動車を運行する場合、児童等の自動車への乗車及び降車の際に、点呼等による児童等の所在確認を行うこと。
- イ 通園バスを保有する場合は、通園バスに所在確認のための安全装置（ブザーその他の車内の児童等の見落としを防止する装置）を装備し、当該装置を用いて、児童等の所在確認を行うこと。ただし、令和5年度末までの猶予期間を設けるもの。
- (4) 保育所等に児童発達支援事業所等の他の社会福祉施設を併設する場合に、利用児童（又は障害児）の保育（又は支援）に支障がない場合に限って、保育室等の設備や保育士等の人員の一部を共用できるとする規定を設けるもの。（2の(1)、(2)、(3)、(7)の関係）
- (5) 児童福祉施設等（障害児通所支援事業所を除く。）について、業務継続計画の策定等に関し、次のとおり努力義務として求める規定を設けるもの。（2の(1)、(2)、(3)、(5)の関係）
- ア 業務継続計画を策定し、職員に対し周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。また、定期的に業務継続計画の見直しを行うこと。
- イ 業務継続計画に基づく取組や、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止についての研修・訓練を実施すること。
- (6) 保育所における乳児を4名以上入所させる場合に限って看護師等（保健師、看護師又は准看護師）を1名に限り保育士とみなすことができる規定について、次の要件を満たす場合は、入所する乳児が3名以下の場合であっても、看護師等を1名に限り保育士とみなすことができることとし、認定こども園についても同様の規定を設けるもの。（2の(1)、(2)、(6)の関係）
- ア 子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置すること。
- イ 看護師等が保育を行うに当たって当該保育所等の保育士（保育教諭）による支援を受けることができる体制を確保すること。

4 施行期日

令和5年4月1日（「3 改正の内容」の(1)については公布の日）